

学校図書館支援センター通信 NO.34 7月号

平成22年度 市川市学校図書館支援センター（市川市教育センター）

授業における学校図書館の有効活用！

～文部科学省委託「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究」より～

協力校（中山小、宮田小、鶴指小、大洲小、塩焼小、第七中）では、「子どもたちに確かな学力を育成するために、授業の中で、学校図書館をどのように有効活用すればよいのか」について、各校の研究テーマと教科に即して、日々研究を進めています。

例えば、ある学校では学習過程において学校図書館を活用する活動を以下のように位置づけています。

- 単元の導入や授業の始めに、ねらいとする学習内容への方向付けや動機付けをするために、児童生徒の興味・関心を引くような図書や資料を提示したり、読み聞かせたりする。
- 実験や観察だけでは十分な成果が得られない場合に、理解を深めたり、新たな疑問を喚起したりするために、図書や写真・DVD等で補う。
- 教科書で学習したことを基に、さらに一人一人の興味・関心や疑問に応じて学習を発展・深化するために、多様な図書や資料を活用する。
- 学習の成果を相手によりわかりやすく伝えるために、図書や資料を活用する。 …など。

また、それぞれの学習場面で、図書や資料の提示の仕方、読書（記録）カードや調べ学習ノートの書き方、図書館専任職員との連携の仕方など、指導方法の工夫も模索されています。

学校図書館を効果的に活用することで、児童生徒の興味関心を生かした主体的な学習活動や基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動への授業改善を図っています。

<校内授業研究会（鶴指小学校：2年生）6月29日>

教科書の教材「鳥のちえ」の学習後、他の生き物についての本を探して読む学習をしました。一人一人の子どもたちが、本の題名を手がかりに自分の読みたい本を探して読みました。



生き物の本を探して読もう

「こおろぎは、オスしかなかなかいことがわかった。」
 「めだかは冬のあいだ、水のそこでじっとしているんだな。」
 「サケは、川のおいをおぼえていて、においで川をくべつしている。」
 「人間もそうですが、白くまもどんどん大きくなっていくと思いました。」

（子どもの「読書カード」より抜粋）

※ 事前に、学校図書館員による図書館オリエンテーションの時間が計画され、図書室の様子や図書の分類、4類の本についても学習しました。もちろん、「物流ネットワーク」で、生き物に関する本が数多く集められ配架されていました。

文部科学省委託「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究」（平成21・22年度）

～ 公開授業研究会のお知らせ ～

各協力校による公開授業研究会が下記のとおり実施されます。多くの方々のご参観をお願いします。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ○中山小学校 7月14日（水） 理科 | ○第七中学校 11月1日（月） 国語 他 |
| ○塩焼小学校 11月2日（火） 国語 | ○鶴指小学校 11月12日（金） 国語 |
| ○宮田小学校 11月24日（水） 国語 | ○大洲小学校 11月25日（木） 国語、算数 |

※ 日程や単元名・授業者など詳細については、各学校からの案内をご参照ください。



「じゃあ、読もう。」 ※ 2010年は、「国民読書年」です。

図書館Q&A

「著作権」についての正しい理解を！



Q：教師が授業の教材として新聞をコピーしてクラスの人数分配することはよいのですか。

A：「著作権法」第35条の要件を満たしていれば、可能です。

新聞や雑誌の記事をコピー（複製）する場合、ほとんどの記事が著作物のため、許諾が必要です。

ただし、著作権がある著作物でも「著作権法」の規定により、無許諾で複製できる場合もあります。その一つに、「学校その他の教育機関における複製等」の規定（第35条）があり、以下の要件を満たせば、学校等の教育機関においては、無許諾で複製が行えます。

- ① 営利を目的としない教育機関であること。
- ② 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること。
- ③ 本人（教員または児童生徒）の授業の過程における使用であること。
- ④ コピーは授業に必要な限度内の部数であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること。
- ⑥ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと。
- ⑦ 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること。



新学習指導要領で、児童生徒の情報活用能力の育成が求められる中、教師が著作権を正しく理解するとともに、子どもたちに著作物の公正な利用意識を育みたいものですね。

<本稿は、『学校図書館2009年5月号』（全国学校図書館協議会）を参考にしました。>

※ 「第2回学校図書館研修会・ネットワーク会議」（8月19日）では、「学校図書館と著作権」について研修する予定です。講師：設楽敬一氏（全国学校図書館協議会 理事 事務局長）

図書館の窓から

～ひろげよう！図書館の輪・リレー執筆～



「子ども読書の日」を受け、先生・図書委員が『お勧めの本』を紹介しました。図書委員は毎月《図書おすすめカード》を書きますが、今回は『青虫の好物は本・どんな本を食べたかな？』という形にしました。図書館が4階の奥なので、児童の目が向くようにと紹介方法を工夫しています。

よく書けているおすすめカードを図書館便りに掲載すると、友達から紹介された本を読んでみようと思う気持ちが強まるようです。私が紹介するよりも効果ありかも。（ちょっぴり残念。）

図書委員には、友達と本のつなぎ役として活躍してほしいと願っています。

（行徳小学校 学校司書 押田 利枝）



お勧め本の紹介

「教科書展示会」への来会、ありがとうございました！

校長先生をはじめ、小・中・特別支援学校の先生方、学校司書・学校図書館員、保護者の方々など多数の方々がお来会されました。教科書は、引き続き教育センターで閲覧・貸出できますので、ご利用ください。

閲覧可能時間：9：00～17：00（月～金曜日） 問い合わせ TEL：320-3335



※ 「学校図書館年間利用計画（市内小・中学校分）」をホームページにアップしました。ご利用ください。（今年度から印刷物：冊子の配付はありませんので、ご注意ください。）

『学校図書館支援センター通信』は、市川市教育センターホームページでもご覧いただけます。

市川市学校図書館支援センター（市川市教育センター）
 〒272-0015 千葉県市川市鬼高1-1-4 TEL 047-320-3335 FAX 047-320-3352
<http://www.ichikawa-school.ed.jp/index.html>（※「市川市教育センター」で検索できます。）

